

大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく水銀の大気排出規制のあり方について

諮問の趣旨

- **背景**
 - 大阪府生活環境の保全等に関する条例においては、カドミウム、水銀など、人の健康や生活環境に被害を生じるおそれがある物質を有害物質として定め、これらが大気中に排出する施設に対して排出規制を行っている。
 - 水銀をめぐる国際的な取組として、平成25年10月に、水銀の人為的な排出から人の健康や環境を保護するため、採掘から流通、使用、廃棄に至る水銀のライフサイクルにわたる適正な管理と排出の削減を定める水俣条約が採択された。
 - このことを受け、平成27年6月に大気汚染防止法が改正され、水銀を大気中に排出する施設に対して排出規制を行うこととなり、平成30年4月1日に施行される。

- **諮問事項**

大気汚染防止法の改正の趣旨を踏まえた、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく水銀の大気排出規制のあり方

検討の内容（案）

- 条例に基づく水銀の規制対象施設であって
 - 法の規制対象にも該当する施設に対する排出規制
 - 法の規制対象に該当しない施設に対する排出規制
- のあり方

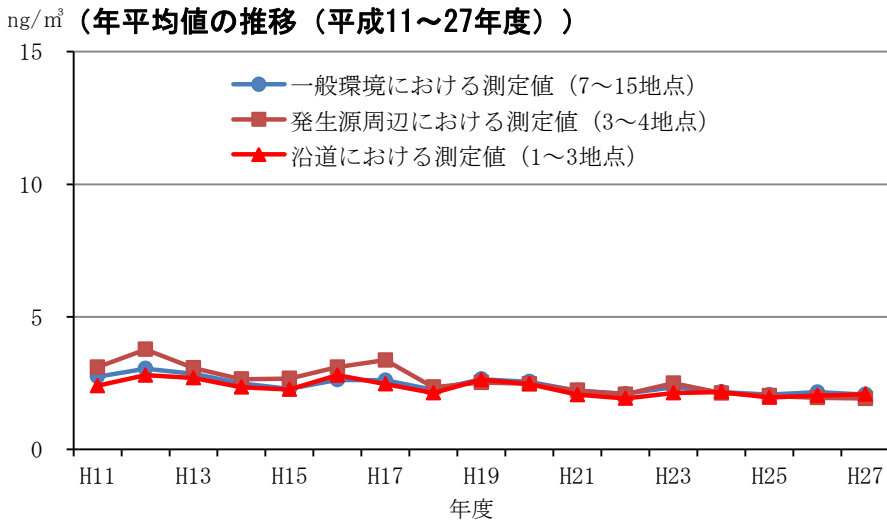
検討スケジュール（案）

平成29年
 6月6日 諮問
 11月頃 パブリックコメントを経て答申
 答申を踏まえ、府において所要の手続きを行う。

生活環境保全条例における水銀規制の概要

	生活環境保全条例	<参考> 改正大気汚染防止法
趣 旨	大気を良好な状態に保持するために規制を行うもの	水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するために水銀の排出を規制するもの
目 的	人の健康の保護及び生活環境の保全	国民の健康の保護及び生活環境の保全
内 容 (規制対象施設)	<ul style="list-style-type: none"> 有害物質に係る届出対象施設（廃棄物焼却炉、非鉄金属製造施設、セメント焼成炉を含む計134種類）に該当し、水銀を排出するもの 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物焼却炉 非鉄金属製造施設（溶解炉等） セメント焼成炉 石炭ボイラー で一定規模以上のもの ・上記の法の規制対象施設のうち、条例の規制対象施設に該当し、府内に所在するものは、廃棄物焼却炉のみ
(規制基準)	<ul style="list-style-type: none"> 排出口における濃度を規制 [大気からの吸入による周辺住民の健康影響を防止する観点から設定] 規制基準 個別施設ごとに排ガス量、排出口高さ、至近建築物までの距離等から次式により算出 $(K \cdot S) / Q$ [K:定数、Q:排ガス量 S:排出口高さ等から算出] 	<ul style="list-style-type: none"> 排出口における濃度を規制 [環境中を循環する水銀の総量を地球規模で削減するという水俣条約の趣旨に沿って、大気排出量をできる限り抑制する観点から設定] 規制基準 廃棄物焼却炉 新設：30、既設：50 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$) など

<参考> 大阪府における大気中の水銀濃度



(全国との比較 (平成26年度)) (単位: ng/m³)

測定地点	全 国		大阪府	
	地点数	年平均値 (最小~最大)	地点数	年平均値 (最小~最大)
一般環境	204	2.0 (0.95~4.9)	14	2.2 (1.7~3.2)
発生源周辺	24	2.0 (1.0~2.9)	4	2.0 (1.8~2.2)
沿 道	32	1.8 (1.2~2.4)	3	2.0 (1.7~3.2)

※大阪府では、平成11年度から大気中の水銀濃度のモニタリングを実施。
 ※水銀については、国が平成15年に健康リスクの低減を図るための指針値 (年平均値40ng/m³以下) を設定。